

## I 世論調査

2013年5月2日朝日新聞の世論調査によれば、

質問:「以下のそれぞれの意見についてどう思いますか?」  
「国政選挙の選挙区の一票の格差は、できるだけ小さくすべきだ」と答えた人は、

回答:「強く賛成」「42%」「やや賛成」「44%」「やや反対」「5%」「強く反対」「2%」(単位%)

- (1) 有効回答:93% = 42+44+5+2...①  
(2) 「強く賛成」(42%)+「やや賛成」(44%) = 86%...②  
(3) 「強く反対」(2%)+「やや反対」(5%) = 7%.....③

(4) 「強く賛成」+「やや賛成」= 有効回答の92% (= 86%② + 93%①)...④  
即ち、有効回答の92%が、「国政選挙の選挙区の一票の格差はできるだけ小さくすべきだ」に賛成である。

**2 最高裁判官は、「最高裁判官国民審査」の国民の投票の、有効投票の過半数の不支持票によって罷免される(憲法79条)。**

即ち、【国民の多数意見に抗してでも、少数者の人権を保護するための判断又は正義を実現するための判断の場合を除き】裁判官は、国民の多数が納得できる判断を下すよう、憲法によって要請されている。(憲法99条)

## II 本年7月参院選の選挙区割り

(=「4増4減」=1票の格差: 4.75倍)は「違憲」である

- (1) 第1に、7月参院選の「4増4減」は、都道府県を選挙区の単位としているので、平成24年最高裁判決の①「これ(都道府県、引用者注)を参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく」(強調引用者の判示にストレートに違反する)。

更に、一人一票は、小学生でもわかる正義である。  
従って、選挙裁判では、裁判官は、国民(但し、国民のほぼ全員が人権侵害の被害者である)の多数意見(上記世論調査: 有効回答の92%)に沿って、「憲法は、1票の格差をできるだけ小さくすることを要求している」と明言する判断を下す、憲法上の義務を負っている(憲法99条)。

举であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。」(強調引用者の判示にストレートに違反する)。

- (2) よって、7月参院選は、平成24年最高裁判決のストレートに違反し、違憲である。

(3) 憲法98条1項は、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する…國務

## 意見広告

に関するその他の行為…は、その効力を有しない。」

と定める。

違憲である7月参院選は、憲法98条の「國務に関するその他の行為」であるので、憲法98条の明文に従って、「その効力を有しない」(無効である)。

## III 「立法裁量のための合理的期間」論

### 1 2つの論点

平成24年最高裁判決は、

選挙当時、各選挙区間の投票価値の不平等が違憲の問題を生じる状態に至っていても、国会での「立法裁量のための合理的期間」が満了していないければ、当該選挙は、「違憲」とはいえない旨

判示する(「立法裁量のための合理的期間の法理」)。

即ち、同判決によれば、「立法裁量のための合理的期間」が既に満了したか否かが、選挙が「違憲」であるか否かを峻別する基準の一つとなっている。

ここで、2つの論点がある。

**第1の論点**は、「立法裁量のための合理的期間が満了済か否か」の立証責任の問題である。

法律効果は、①権利発生、②権利障害、③権利阻止または権利消滅の3つに大別される。そして、それぞれの法律効果が自己に有利に働く当事者が、その法律効果を基礎づける要件事実について証明責任を負う。

ところで、国は、「立法裁量のための合理的期間が未だ満了していない」ので、「権利障害の法律効果(即ち、「違憲」とならない)という法律効果」を生じると主張している。よって、国が、「立法裁量のための合理的期間が未だ満了していないことを基礎付ける事実について、立証責任を負っている。

この論点は、重要である。

**第2の論点**は、「立法裁量のための合理的期間」が、既に満了しているか否かの問題である。

この第2の論点については、下記2で詳述する。

**2 「立法裁量のための合理的期間」が既に満了しているか否か**

**(1) 違憲状態国会議員による立法という「国家レベルの乱暴狼藉」**

2010年7月の違憲状態参院選挙区選挙(平成24年最高裁判決)で当選した参院議員は、2010年7月10日~現在の2年10ヶ月の間、参院の立法に参加し続けている。このように、「立法行為(憲法改正提案の国会決議も含む)に参加する資格を失く違憲状態参院議員が、参院の立法に参加すること」は、憲法を根本から破壊する。

今日も、明日も、明後日も、それ以降も、この「国家レベルの乱暴狼藉」は発生し続けると予測される。

**(2) 国会議員は、利益相反の関係に立つ「パリバリの利害関係者」**

国会議員は、投票価値の不平等を撤廃する選挙制度改革については、「利益相反の関係に立つ「パリバリの利害関係者」である。

**(3) 下記アーエの具体的な事実は、この推察をサポートする**

**ア 2011年4月15日、故西岡武夫参院議長は、平成21(2009)年9月30日最高裁判決(参院選)の、「参院選は、投票価値の平等性の点で違憲**

の問題を生じている旨の「警告」に真摯に対応して、国会の各会派の代表者が構成される「選挙制度の改革に関する検討会」で、全国9ブロックの人口比例選挙で全参院議員(242人)を選出するという「選挙制度改革のたたき台」(但し、1票の格差: 1.066倍)を提示した。

**イ 2012年11月16日**に、「4増4減」の法改正が、成立した。

**ウ 2011年4月15日**(参院議長案「たたき台」)(=1票の格差: 1.066倍)の国会各会派の代表者への提示日)から、**2012年11月16日**(「4増4減」の改正法成立日)の「1年7ヶ月間」に、1票の格差の値が、1.066倍から4.75倍へ、大幅に後退したのである。

**エ 下記の別の視点から見ても、「4増4減」法改正は、余りにもテララメである。**

**仮に、**(i) 平成24年最高裁判決の「これを参議院議員の選挙区の単位としなければならない」という憲法上の要請はなく(判示にストレートに違反する)のではあるが、都道府県を選挙区の単位として用い(但し、「4増4減」法案と同じルール)、かつ

(ii) 参院選挙の3年毎の半数改選のため、各選挙区の定数の単位を偶数とするとしても(但し、「4増4減」法改正と同じルール)、定数を人口比例で都道府県単位に配分すると、「16増16減」\*1となる。

\*1「16増」=①東京、②神奈川: 各4人増。  
③北海道、④兵庫、⑤愛知、⑥大阪: 各2人増。  
「16減」=①岐阜、②福島、③茨城、④広島、  
⑤京都、⑥新潟、⑦宮城、⑧長野: 各2人減。

これは、「4増4減」法改正とは、まるで別物である。

この一事から見ても、「4増4減」法改正は、出題目である。

**(4) 違憲状態国会議員の立法といふ「国家レベルの乱暴狼藉」は、可及的速やかに終息させるべき**

更に言えば、『違憲状態国会議員の立法といふ「国家レベルの乱暴狼藉』を、可及的速やかに終息させること』が、憲法98条(=「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する…國務に関するその他の行為…は、その効力を有しない」)の予定するところである。

本件では、

- (i) **2009年9月30日に、平成21(2009)年最高裁判決(参院選)**が、既に、(投票価値の大きな不平等をもたらしている)参院選挙区選挙の仕組み自体を見直す必要性を指摘して、警告を発し、  
(ii) **2011年4月15日に、参院議長**が、この最高裁判決の指摘(警告)を受けて参院議長案「たたき台」を国会各派の代表に提示し、  
(iii) **2012年10月17日に、平成24(2012年最高裁判決(参院選))**が違憲状態判決を下している。

上記(i)~(iii)の事実に照らすだけでも、本件では、平成21(2009)年最高裁判決の判決言渡日(2009年9月30日)~2013年7月21日(参院選投票日(推定))の3年10ヶ月間に、「立法裁量のための合理的期間」は、**ようやく満了している**と解される。

### (5) 比較量

比較量の観点から議論してみよう。

**一方で、憲法の要求するとおりの投票価値の不平等撤廃の法改正のために国会に与えられる「立法裁量のための合理的期間」の長さは、違憲状態国会議員(=「パリバリの利害関係者」)にとっては、長ければ長い程、自らの利益になる。**

**他方で、同「合理的期間」中、違憲状態国会議員が立法活動を行なうという「国家レベルの乱暴狼藉」が発生し、その結果、違憲状態国会議員といふ立法に参加する資格の無い人々が立法した違憲ある法律(憲法改正の国会の発議要件の条項(憲法98条)も含む)が、主権者(国民)を法的に拘束するという「根本的な憲法秩序の破壊」が生じる。**

『主権者の利益・優先』の観点に立って、違憲状態国会議員の利益と主権者(国民)の利益を比較較量すると、「主権が国民に存する」(憲法前文、第1文)と定める憲法の下では、違憲状態国会議員(=「パリバリの利害関係者」)の利益保護より、主権者(国民)の利益保護をより尊重すべきことは、自明である(①広島高裁判岡山支部判決平成25年3月26日(片野信好裁判長)判決文13頁3~9行、②広島高裁判同年同月25日(徳津順子裁判長)判決文37頁下8~4行)。

この比較較量の観点からも、「立法裁量のための合理的期間」は、2013年7月21日(参院選投票日(推定))より前に、疾うに満了済である、と合理的に解される。

(6) 国が、選挙投票日の時点で、「立法裁量のための合理的期間」が、未経過であること」を立証するためには、国は、「違憲状態国会議員は、2009年9月30日(平成21(2009)年最高裁判決(参院選))~2013年7月21日(参院選投票日(推定))の3年10ヶ月余の間に、「立法裁量のための合理的期間」には、**ようやく満了している**と解される。

(7) 「違憲状態国会議員が、立法、予算を決定すること」は、**国家の異常事態**であり、かつ国家の重大事である。国会は、予算決定を8ヶ月弱で行っている。予算は、国家の重大事であるからである。そうである以上、予算の決定以上に重大事である「違憲状態国会議員を合憲国会議員に匡すための選挙区割り」を決めるために、8ヶ月以上要する合理的な理由はない。

例えば、かかる【暫定的】選挙区割りの方法の一つとして、「次回選挙のみ、衆院小選挙区選挙と参院選挙区選挙を停止する」との時限立法もあり得る。この場合、定足数を満たすので、比例代表選出国会議員が、時間かけて、出来る限り人口比例の選挙区割りを立法すればよい。

(8) **米連邦地方裁判所の命令から法改正まで、何と9日間**

米連邦地裁は、2002年4月8日に、米ペンシルバニア州(State)の19の小選挙区間の「最大人口差」(19人)を「違憲」と判断し、3週間以内に、憲法に沿った選挙区割りの法改正案を提出するよう、選挙管理委員会に命じた。その命令を受けて、同州議会は、同裁判所の命令の日から9日後(2002年4月17日)に、同「最大人口差」を1人に縮減する選挙区割りの法改正を行った(196FSupp2d 672(MDPa2002))。

裁判所の判断から立法までの、日本と米ペンシルバニア州(State)のそれぞれのスピードの、驚天動地の大差に驚く。

よそのState(国)は、司法判断からそれに応する法律改正を9日間でやっている。日本で、司法判断から3週間(=約21日)に亘る。裁判所の命令の日から9日後(2002年4月17日)に、同「最大人口差」を1人に縮減する選挙区割りの法改正を行った。

裁判所の判断から立法までの、日本と米ペンシルバニア州(State)のそれぞれのスピードの、驚天動地の大差に驚く。

公職選挙法213条2項の「他の訴訟の順序にかかわらず、速やかにその裁判をしなければならない」という具体的な義務は重要である。この義務は、努力義務ではない。

第一の論点として、「裁判官が、他の訴訟事件の順序にかかわらず、本件選挙裁判を速やかに裁判したか否か」という具体的な事実が問題となる。主権者は、事件処理の事実を記載した裁判所の事件記録簿を開

## IV 「立法裁量のための合理的期間の法理」は、憲法98条1項違反である

「立法裁量のための合理的期間の法理」(昭和51年最高裁判決)は、下記「第1に」~「第3に」の理由により、変更が求められる。

**第1に**、同法理は、違憲状態国会議員が、「立法裁量のための合理的期間」中、立法(憲法改正の国会発議(憲法96条)を含む)することを合憲とし、その結果、その違憲状態国会議員が立法した、違憲ある法律(憲法改正の国会発議(憲法96条)を含む)が、全主権者(国民)を法的に拘束するからである。

**第2に**、この判例法理は、憲法98条1項の明文にストレートに違反するからである。

裁判所は、選挙の投票価値の不平等が憲法の要求に違反していると判断した場合、裁判所は、憲法98条1項に従って、「憲法に反する」國務に関する行為は「その効力を有しない」と判断する。憲法上の義務を負っている(憲法99条)。そのあるにも拘わらず、『立法裁量のための合理的期間』の法理を用いる場合は、裁判所は、同法理により、憲法の「投票価値の平等の要求」に反する選挙の効力を、「その効力を有しない」と判断しないことになる。

以上のとおりであるから、「立法裁量のための合理的期間」の法理は、憲法98条1項の明文にストレートに違反する法理である。

**第3に**、(裁判所によって、「投票価値の平等の憲法上の要求」に反すると判断された)選挙で当選した全国会議員は、憲法上立法に参加する権限が無い。

かかる違憲状態国会議員又は違憲状態国会議員は、国会の議事の決議の投票を控えるべき、憲法上義務付けられている(憲法99条)。

もし仮に、300人の衆院小選挙区選出議員全員が、衆院の議事について投票することを棄権しても、180人の比例代表の衆院議員が、定足数(180人)を満たすので、衆院の議事の議決を行える。よって、何らの不都合も生じない。

もし仮に、146人の参院選挙区選出議員全員が、参院の議事について投票することを棄権しても、96人の比例代表の参院議員が、定足数(81人)を満たすので、参院の議事の議決を行える。よって、何らの不都合も生じない。

国会は、「独立した第三者委員会に、最高裁判決に従って、選挙区割り案を作成させる」旨の立法をすることもできる。

一方で、米連邦裁判所は、「人口比例選挙の投票価値(=「一人一票」)からの乖離ある場合、国がその乖離に合理性があることの立証責任を負う」と明言する判断を下さなかったからである。

V 日本で、過去50年間、非「人口比例選挙」が続いた理由は、唯一、司法が、「国が、「人口比例選挙の投票価値からの乖離に合理性があること」の立証責任を負う」と明言する判断を下さなかったからである。

米ペンシルバニア州(State)での、米連邦下院選の19の選挙区間の「最大人口差」は、1人である(「人口比例選挙」)。

日本の「人口5減」法案の下での衆院選の300の小選